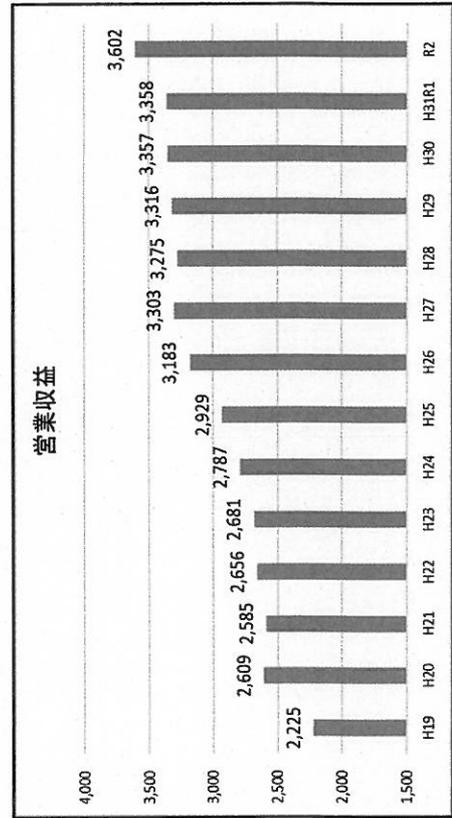
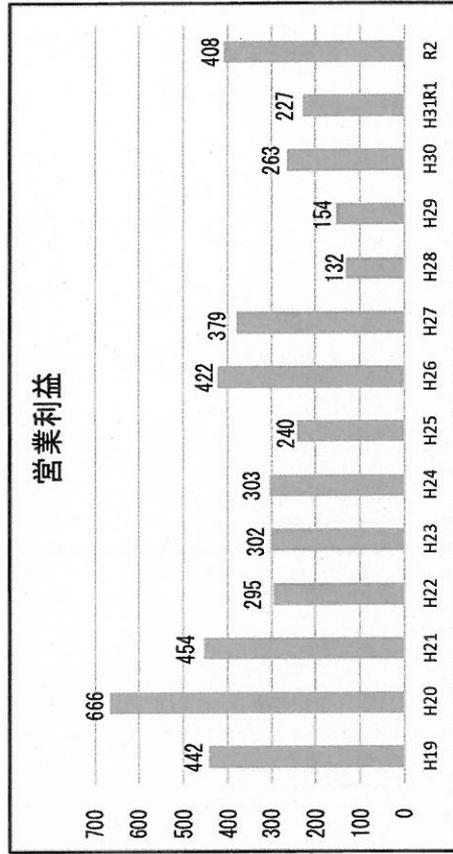


○理事長退職手当の額（他県の例）

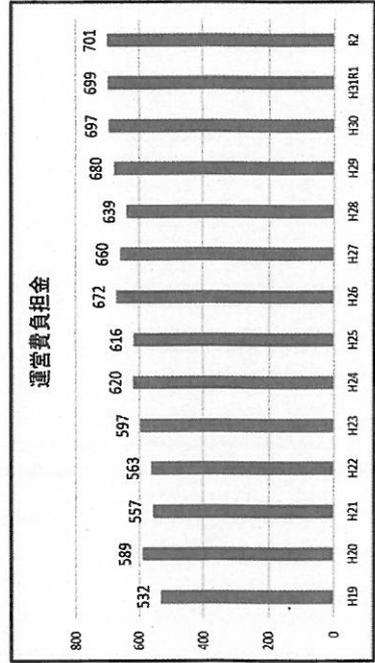
神奈川県立病院機構	岐阜県立下呂温泉病院	京都市立病院機構	福岡市立病院機構	長崎市立病院機構
30/100*在職月数	12.5/100*在職月数	月額*在職年数*1.5	27/100*在職月数	26/100*在職月数

○平成19年度(独法)以降経営状況

- ・ H19.4月 地方独立行政法人スタート
- ・ H20.1月 医療観察法病棟36床完成、252床となる。
- ・ H24.4月 電子カルテ導入
- ・ H25.4月 東古松サングト診療所開所
- ・ H26.4月 中3病棟(42床)を急性期治療病棟に変更
精神病床2床減じ、児童思春期病棟2床増床
- ・ H27.4月 非公務員型地方独立行政法人に移行
- ・ H30.4月 スーパー救急病棟2棟運用(101床)
厚労省指示により医療観察法病床3床減少
児童思春期病棟2床増床、精神病床1床増



運営費負担金の内、約2億円は建設費債務の県負担分



○特別職の職員の退職手当に関する条例

昭和五十五年三月二十一日

岡山県条例第十三号

〔特別職の職員等の退職手当に関する条例〕をここに公布する。

特別職の職員の退職手当に関する条例(平二七条例三五・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第三項の規定により、知事、副知事、公営企業管理者、教育委員会の教育長(第三条第四号において「教育長」という。)、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員(以下「特別職の職員」という。)の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一八条例五八・平二七条例三五・一部改正)

(退職手当の支給)

第二条 この条例の規定による退職手当は、特別職の職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 特別職の職員の退職手当の支給は、任期ごとに行う。

(平九条例四五・平一三条例一・平二七条例三五・一部改正)

(退職手当の額)

第三条 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に特別職の職員としての勤続期間を乗じて得た額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の範囲内とする。

- 一 知事 百分の五十七
- 二 副知事 百分の四十
- 三 公営企業管理者 百分の二十八
- 四 教育長 百分の二十四
- 五 人事委員会の常勤の委員 百分の十六
- 六 常勤の監査委員 百分の十六

(平一五条例四六・平一八条例五八・平二五条例六・平二七条例三五・平三〇条例五・一部改正)

(勤続期間の計算)

第四条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、特別職の職員となった日から退職した日までの月数による。この場合において、一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(平一八条例五一・全改、平二七条例三五・一部改正)

(通算職員に対する退職手当の特例)

第五条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の適用を受ける国家公務員(以下「国家公務員」という。)から退職手当を支給されないで引き続いて特別職の職員となった者(以下「通算職員」という。)の国家公務員としての引き続いた在職

期間(同法に規定する職員としての引き続いた在職期間をいう。)は、その者の特別職の職員としての勤続期間に通算するものとする。

2 通算職員が退職した場合において、その者が退職した日又はその翌日に再び同一の特別職の職員となったときは、第二条の規定にかかわらず、当該退職に係る退職手当は、支給しない。この場合において、その者の勤続期間は、引き続いたものとみなす。

3 通算職員が退職した場合における退職手当の額は、前二条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額の範囲内とする。

一 退職した日(前項の規定に該当する者にあつては、最終の退職の日。以下この項において「最終退職日」という。)におけるその者の給料月額に特別職の職員となった日から最終退職日までの月数(一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた月数)を乗じて得た額に、第三条各号の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額

二 最終退職日における国家公務員を退職した日にその者が受けていた給料の月額に相当する額及びその者の国家公務員としての引き続いた勤続期間を基礎として、岡山県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年岡山県条例第八号)の適用を受ける職員(第七条において「一般職員」という。)の例により計算して得た額

(昭五七条例一九・追加、昭六二条例九・平九条例四五・平一八条例五一・平二七条例三五・一部改正)

第六条 通算職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に国家公務員となったときは、この条例による退職手当は、支給しない。ただし、その者が当該退職の日から三十日以内に退職手当の支給を受ける旨申し出たときは、この限りでない。(昭五七条例一九・追加)

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、退職手当の支給については、一般職員の例による。(昭五七条例一九・旧第五条線下・一部改正)

附 則(平成三〇年条例第五号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。